

第2回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の指摘事項と対応（案）

委員名	指摘箇所	指摘事項	対応
○全体			
一瀬 宮路	全体	国指定史跡と国史跡、世界文化遺産と世界遺産が混在。史跡百舌鳥古墳群と百舌鳥古墳群の使い分けが必要。	史跡と世界遺産に統一。 使い分けは例言に定義を明記。
○第1章 沿革と目的			
一瀬	P2 23行目 計画策定の沿革	世界遺産の普遍的価値と史跡の本質的価値は異なることを意識するように。	了解。
○第2章 史跡の概要			
一瀬	P16 指定年表	仮指定も入れるように	長塚・収塚・塚廻・いたすけの仮指定を追加。
和田 一瀬	P94 周辺の埋蔵文化財	周辺遺跡も文化財保護法で守られ、配慮していること明記すること。史跡と関連する周辺遺跡の一覧表が必要。周辺遺跡も構成要素としたストーリーがイメージできるように。	第2章関連法規制と第7章の活用の方向性に明記。
○第3章 史跡等の本質的価値			
一瀬	P146 本質的価値	指定説明文にある各古墳の墳丘・埴輪・葺石等も史跡の本質的価値としてとりあげるように。	P147以降の表において史跡の本質的価値を構成要素として古墳ごとに把握。
○第4章 現状と課題			
中村	緑に関して	大仙公園基本計画に示される壮大な緑は古墳の真実性や完全性と両立しない。古墳にとっては小さな緑も必要か。どのような視点に立つのか検討すべき。	遺構の保存を前提とした緑の在り方を各古墳の状況に応じて第6章にて検討する。
中村	P176 墳丘裾の浸食について	墳丘裾の浸食を防ぐためには水位を下げる必要あり。濠水利用の歴史を踏まえて検討すべき。	濠水を灌漑用水として利用することにより浸食が進んだ旨をP176に加筆する。 第6章の保存管理方針で水質とバランスをとりながら、水位を下げることを記載する。

一瀬	P177 調査研究と活用	発掘調査だけでなくあらゆる調査を想定する ように。	歴史資料や植生、水質など 様々な調査を行う旨を記載 する。
北口	P178 地域の利用者へ の対応	「地域の利用者」とは？	古墳はそれぞれ地域社会や 地元住民の日常生活に溶け 込んでいるため、来訪者だけ でなく地域住民の生活の場 であることを意識した記載に修 正する。 タイトルを「地域住民との関わり」 に修正する。
一瀬	P178 外国人見学者へ の対応	外国人だけでなく様々な来訪者への視点が 必要。ユニバーサルデザインへの対応につい て記載するように。	様々な来訪者に配慮した整備 を第8章で記載する。
中村	P179 古墳の特徴を活 かした整備	大仙公園に屋外に復元された立体的なもの、 触れることができ、想像が膨らむような三 次元的なものがあれば理解が進む。古墳の 眺望確保だけでなく、材料や地質・地形の 展示があってもよいのでは。 触れる立体的な解説施設が必要。	活用整備の手法の一つとして 第7・8章に記載する。
一瀬			
○第5章 大綱・基本方針			
一瀬	P216 216行目 整備の基本方針	「史跡の価値とその保護」について、保護で はなく保存が適切。	「保存」に修正
北口	P216 32行目 整備の基本方針	「古墳時代の景観を考慮して」について、樹 種の選定であれば「植生」でよいのでは。景 観には植生以外の他の要素も含まれる。	「植生」に修正
一瀬	P219 31行目 保存管理の地区 区分	善右工門山古墳の第三種地区の説明は、 古墳間の連続性を守る地区として説明し、 塚廻古墳などにも援用できるとよい。	近接する史跡間の連続性確 保を最優先している旨を加筆 する。
○第6章 史跡の保存（保存管理）			
中村	P227 危険木の除去	健全な傾斜木で墳丘への影響がないもの は、生物多様性の観点からも残置してもよ い。	伐採は危険木を対象とする。